全日ラビー少額短期保険株式会社の現状

業務及び財産の状況に関する説明書

(2019年度決算)



目 次

はじぬ	bic ····································
経営理	睑 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
I. 根	況及び組織に関する事項
	会社の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2.	経営の組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3.	役員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 .	
	Ξ要な業務の内容 取扱商品とサービス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
1.	取扱商品とサービス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
Ⅲ. 第	終運営に関する事項
1.	リスク管理の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
	❶リスク管理方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
	❷リスク管理体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
2.	法令遵守の基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
	●コンプライアンス基本理念(行動原則) ・・・・・・・・・・ 11
	❷コンプライアンス管理体制 ・・・・・・・・・・・・・・ 11
	❸お客様本位の業務運営方針 ・・・・・・・・・・・・・・ 12
	◆お客様への販売・勧誘に当たって(勧誘方針) ・・・・・・・・ 13
	⑤苦情・ご相談について ・・・・・・・・・・・・・・・ 13
	❻個人情報の取り扱いについて(プライバシー・ポリシー) ・・・・・ 13
	●反社会勢力に対する基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・ 14
	❸支払情報交換制度について ・・・・・・・・・・・・・・ 14
	9保険(代理店)募集制度について ・・・・・・・・・・・ 14
3.	保険金のお支払について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
	Ξ要な業務に関する事項 直近の事業年度(2019 年度)における業務の概況 ・・・・・・・・・・・・・ 16
	直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標・・・・・・・・・・・16
	直近の2事業年度における業務の状況を示す指標・・・・・・・・・・・・18
٥.	①主要な業務の状況を示す指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
	② 保険契約に関する指標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
	● 経理に関する指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	4資産運用に関する指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	り は は は は は は は は は は は は は は は は は は は
	● 特別副正に関する指標 ・・・・・・・・・・・・・・・ 20 ● 責任準備金の残高 ・・・・・・・・・・・・・・ 20
1	
4.	直近の2事業年度における財産の状況を示す指標・・・・・・・・・・・21
	計算書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 212保険金等の支払い能力の充実の状況 (ソルベンシー・マージン比率)・ 28
	▼休沢立寺の又近い北川の元夫の水爪 (フルハノンー・マーンフ比率)・ 20

本誌は「保険業法第 272 条の 17 において準用する保険業法第 111 条及び同施行規則第 211 条の 37」に基づき作成したディスクロージャー資料(業務及び財産の状況に関する説明書)です。

はじめに

平素はお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

このたび、2019 年度における当社事業概要を示すディスクロージャー誌を作成いたしました。本誌 が当社のことをご理解いただく一助になりましたら幸いです。

当社は、一般社団法人全国不動産協会(略称: TRA)※の全額出資により設立された『全日グループ』の少額短期保険会社です。2015年4月より賃貸住宅入居者総合保険、2017年3月よりテナント総合保険を取り扱っております。全日グループ会員の賃貸不動産事業者を主な代理店として、保険商品を提供しておりますので、ご愛顧賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

※2018年10月より「一般社団法人東京都不動産協会」から名称変更しました。

経営理念

当社は、賃貸住宅及びテナント入居者の皆様が安心して当社の保険商品をご利用いただけますよう、 以下の経営理念に基づき、万全の態勢で事業に取り組んでまいります。

- 1.全てのお客様に公平に対応し、顧客満足を得られるよう努めます。
- 2.公正・誠実な事業運営を行い地域と社会の発展に貢献します。
- 3.法令遵守を徹底し、最優先いたします。
- 4.お客様のニーズの的確な把握と最適な商品の提供に努めます。
- 5.迅速かつ適切な損害事故対応により安心をお届けいたします。
- 6. 当社代理店と信頼し合えるパートナーシップの維持に努めます。

I. 概況及び組織に関する事項

1. 会社の概要(2020年3月末)

■ 会社名 全日ラビー少額短期保険株式会社

■ 設立 2014年4月1日(2015年4月営業開始)

■ 事業目的 少額短期保険業

■ 本社所在地 東京都千代田区平河町一丁目8番13号 全日東京会館

■ 資本金 200,000,000 円

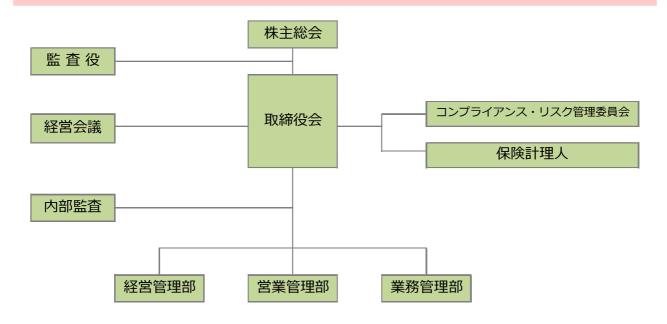
発行可能株式数 4,000 株発行済株式数 2,000 株

■ 株主数 1名

株主名	所有株式数	持株比率
一般社団法人全国不動産協会※	2,000 株	100%

※2018年10月より「一般社団法人東京都不動産協会」から名称変更

2. 経営の組織



3. 役員

(2020年3月31日現在)

役職及び担当	氏名	他の法人等の兼職
代表取締役	谷 政憲	
取 締 役	中村 裕昌	一般社団法人全国不動産協会 理事
取 締 役	松本太加男	一般社団法人全国不動産協会 理事
取 締 役	荻原 武彦	一般社団法人全国不動産協会 理事
取 締 役	木ノ内 諭	公益社団法人全日本不動産協会東京都本部 理事
取 締 役	風祭 富夫	公益社団法人全日本不動産協会東京都本部 理事
取 締 役	清水みどり	公益社団法人全日本不動産協会東京都本部 局長
監 査 役	石川 康雄	公益社団法人全日本不動産協会東京都本部 理事
監 査 役	工藤 康夫	一般社団法人全国不動産協会 局長代理

1. 取扱商品とサービス

- 賃貸住宅入居者用とテナント入居者用の二つの少額短期保険商品をご用意
- ワイドな補償で万一の時のリスクをカバー
- 事故時の受付は24時間365日全国どこからでもフリーダイヤルで対応可能
- 緊急時に 24 時間 365 日電話で駆け付ける応急対応サービスを無料で提供

●賃貸住宅入居者総合保険(全日ラビー住まいの保険)

- 賃貸住宅にお住いの方の家財や賠償責任などを補償します。
 - ☞ 入居者の方の借用戸室内家財が事故により被害にあった場合の損害を補償
 - ☞ 賃貸人や第三者に対する賠償責任を補償



■ 賃貸住宅入居者総合保険(全日ラビー住まいの保険)補償内容 【保険金の支払い対象となる事故の例】

◆損害保険金

失火や隣の部屋の火災の延焼で



破裂·爆発



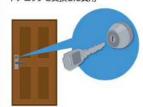
◆臨時宿泊費用保険金

借用戸室が損害を受け、 使用できなくなり、ホテル等に泊まった 場合の宿泊費用



◆ドアロック交換費用保険金

盗難やいたずら等による破損により、 ドアロックを交換した費用



落雷

落雷でテレビが破損した



風災・ひょう災・衝突



◆残存物片付け費用保険金

借用戸室が損害を受けた時の 残存物の後片付けの費用



◆借用住宅修理費用保険金

被保険者が借用戸室内で死亡し、 借用戸室が汚損等の損害を受けた 場合の清掃、修理費用 など





その他 建物外部に面するガラスのひび割れ もしくは熱割れの修理費用 など

騒じょう

騒乱や暴徒によって室内が破壊された





恣難事故については1事故につき50万円を限度 (ただし、現金は20万円、預貯金証書は50万円を限度)

失火見舞費用保険金

火災や爆発で他人の所有物に損害を 与えた場合のお見舞いの費用



◆特定設備(水道管等)修理費用保険金

備えつけの洗面台に誤って物を落とし、 破損させてしまった場合の修理費用



その他)借用戸室の専用水道管が凍結に より破損した場合の修理費用

◆借家人賠償責任保険金

漏水事故

洗濯機のホースが外れて水漏れが生じ、 床に損害を与えた



建物の破損

調理中に火を出して、火災により 借用住宅に損害を与えた



◆個人賠償責任保険金

ベランダから誤って物を落として、 他人にケガや損害を負わせた



(その他) 洗濯機のホースが外れて水漏れが生じ、 階下や隣戸の他人の家財に損害を与えた

自転車を運転中誤って他人にケガを させてしまった



■ 賃貸住宅入居者総合保険(全日ラビー住まいの保険)補償内容

【保険金のお支払いについて】 ※主な場合を記載しています。詳細は約款及び重要事項説明書をご覧ください。

	保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		保険の対象が次のいずれかの事故により損害を受けた場合 ①火災 ②落雷 ③破裂または爆発 ④風災、ひょう災・雪災 ⑤外部からの物体の落下、飛来、衝突	保険証券もしくはホームページ上に掲載される損害 保険金額	⟨家財・費用補償⟩ 家財・費用補償◇全ての保険金共通 ①契約者または被保険者またはこれらの者 の法定代理人の故意もしくは重大な過失 または法令違反 ②被保険者でない者が保険金の全部または 一部を受取るべき場合においては、その
	損害保険金	または倒壊 ⑥漏水、放水または溢水による水濡れ ⑦緊じょう等による暴力行為、破壊 行為 ⑧盗難による盗取、き損または汚損 ⑨現金、預貯金証書の盗難 ⑩不測かつ突発的な事故による破損・ 汚損等	⑧盗難事故については1事故につき50万円を限度 (ただし、現金は20万円、預 貯金証書は50万円を限度)	者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ③契約者または被保険者が運転する自動車またはその積載物の衝突または接触 ④保険の対象が屋外にある間に生じた事故 ⑤戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、または暴動
	臨時宿泊 費用保険金	保険の対象が損害保険金の「保険金をお支払いする主な場合」①~②の 損害を受けたために臨時に宿泊費用 を支払ったとき	実費(1室1泊2万円までかつ14泊まで1事故につき20万円を限度)	⑥地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑦核燃料物質(使用済み燃料を含む)もしく は核燃料物質によって汚染された物(原子 核分裂生成物を含む)の放射性、爆発性そ の他の有害な特性またはこれらの特性に
家財•費用補償 賠償責任補償	残存物片付け 費用保険金	損害保険金の「保険金をお支払いする主な場合」①~②の事故により損害 保険金が支払われる場合、保険の対象の残存物の片付けに必要な費用を 支出したとき	実費(1事故につき損害保 険金の10%を限度)	よる事故 借用住宅修理費用保険金 (1)建物の主要構造部、借用住宅居住者の 共同に利用されるもの
	失火見舞 費用保険金	損害保険金の「保険金をお支払いする主な場合」の①または③の事故により損害保険金が支払われる場合、借用戸室から発生した火災、破裂または爆発により、第三者の所有物に滅失、破損または汚損があったとき	1事故につき20万円を限度	(2)国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害 (3)保険の対象の欠陥によって生じた損害 (4)保険の対象の自然の損耗もしくは劣化等による損害 (i
	ドアロック交換 費用保険金	借用戸室の玄関のドアロックがピッキング等による開錠、いたずら等による 破損によりドアロック交換費用を支出 したとき	実費(1事故につき3万円を 限度)	借家人賠償責任保険金 (1)契約者または被保険者またはこれらの者 の法定代理人の故意 (2)被保険者の心神喪失または指図 (3)借用戸室の改築、増築、取りこわし等の
	借用住宅修理	損害保険金が支払われる場合において、被保険者がその貸主との間で締結した賃貸借契約等の契約に基づきまたは緊急的に、自己の費用で借用戸室を修理したとき	実費(1事故につき100万円を限度)	工事 (4)上記家財・費用補償の「保険金をお支払いできない主な場合」⑤~⑦の掲げる事由によって生じた損害 (5)国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
	費用保険金	借用住宅内の被保険者死亡により借 用戸室が汚損等の損害を受け、修復、 清掃、消臭、遺品整理の費用を負担し たとき	実費(1事故につき50万円 を限度)	(6)借用戸室の自然の損耗もしくは劣化等による損害 (7)借用戸室の欠陥によって生じた損壊 (8)被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起
	特定設備 (水道管等)修理 費用保険金	借用戸室内の専用水道管が凍結に よって破損、または備え付けの洗面台 に物を落として破損させて被保険者 が自己の費用でこれを修理したとき	実費(1事故につき10万円 を限度、免責1万円、ただし、 洗面台は5万円を限度、免 責1万円)	因する損害賠償責任 個人賠償責任保険金 (1)契約者または被保険者またはこれらの者
	借家人賠償責任保険金	火災、破裂または爆発、給排水設備の 漏水、放水、溢水等により借用戸室が 損壊した場合において、貸主に対して 法律上の損害賠償責任を負担する 場合	損害賠償金、訴訟費用、弁 護士費用等約款に定める額 (1事故につき借家人賠償責 任保険金と個人賠償責任保 険金を合計して1,000万円	の法定代理人の故意 (2)上記家財・費用補償の「保険金をお支払いできない主な場合」⑤~②の掲げる事由によって生じた損害 (3)被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
	個人賠償責任保険金	偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について、法律上の損害賠償責任を負担する場合	を限度、ただし、借家人賠償で、火災、破裂または爆発、給排水設備の漏水、放水、 治水以外の偶然な事故の場合、免責3万円)	(4)被保険者と同居する親族に対する損害 賠償責任 (5)被保険者相互間の損害賠償責任 (6)被保険者の心神喪失、指図による暴行ま たは殴打に起因する損害賠償責任

②テナント総合保険(全日ラビーテナント総合保険)

- ■テナント借用施設内の設備・什器や賠償責任などを補償します。
 - ☞テナント入居者の方の設備・什器が事故により被害にあった場合の損害を補償
 - ☞借用施設の使用・管理に起因するテナントオーナーや第三者に対する賠償責任を補償



■ テナント総合保険(全日ラビーテナント総合保険)補償内容 【保険金の支払い対象となる事故の例】





- ◆修理費用保険金
- ◆臨時費用保険金
- ◆残存物取片づけ費用保険金
- ◆失火見舞費用保険金
- ◆損害防止費用
- ◆権利保全行使費用







賠償責任補償

◆借家人賠償責任保険金

テナントオーナーに対する賠償責任を補償

次の①~③の事故により、借用施設を損壊させ、被保険者が貸主 (転貸人を含みます。)に対して法律上の損害賠償責任を負担した 場合の被保険者の損害に対して、借家人賠償責任保険金をお支 払いします。

- ①**火災**
- ②破裂•螺発
- ③給排水設備の使用または管理に起因する水濡れ

◆施設賠償責任保険金 他人に対する賠償責任を補償

日本国内で次の事故によって、他人の身体の障害または財物の 損壊について法律上の損害賠償責任を負担した場合の被保険 者の損害に対して、施設賠償責任保険金をお支払いします。 ①借用施設の使用または管理に起因する事故

②借用施設において行う被保険者の業務の遂行に起因する事故







借用施設の水漏れ



階下の施設に与えた 水漏れ被害

■ テナント総合保険(全日ラビーテナント総合保険)補償内容

【保険金のお支払いについて】 ※主な場合を記載しています。詳細は約款及び重要事項説明書をご覧ください。

		保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		①火災、落雷、破裂、爆発	損害の額(再調達価額)	【各保険金共通条項】
		②風災、雹災、雪災(収納する建物が直接破損し設備・什器等の損害が20万円以上になった場合)	【保険証券もしくはインターネット 当社ホームページ上に掲載され る契約内容照会画面記載の保険 金支払限度額を上限】	・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害 ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内 乱、武装反乱その他これらのに類似の事
		③建物外部からの物体の落下、飛来、衝突、倒壊		変または暴動によって生じた損害 ・地震、噴火またはこれらによる津波によっ
		④漏水、放水、溢水等給排水設備の事故、他施設(戸室)に生じた事故による水濡れ		て生じた損害 ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって 汚染された物の放射性、爆発性その他の
10		⑤騒乱・労働争議などの際の暴力行為、 破壊行為		有害な特性によって生じた損害 【借家人賠償責任補償条項および設備。
損害保険金	設備·什器等 保険金	⑥窃盗・強盗などの盗難、損傷、汚損、業務用通貨・預金証書の盗難等 (※預貯金証書については、預貯金先に直ちに被害届出を行い、かつ盗難にあった預貯金証書により現金が引き出された場合に限ります。)	1事故につき a.業務用現金30万円を限度 b.業務用預貯金証書300万円 を限度 c.貴金属・宝石・美術品等 一個または一組ごとに30万円を 限度かつ合計で100万円を限度 a~c以外cと合計して設備・什器 等保険金額が上限	十器等補償条項以外の各保険金共通条項 ・保険契約者、被保険者などの故意もしく は重大な過失または法令違反による損害 ・火災、爆発などの事故の際における保険 の目的の紛失または盗難による損害 ・設備・什器等に生じたすり傷、かき傷、塗料 のはがれのその他単なる外観上の破損・ 汚損等の損害であって機能に支障がない 破損・汚損等の損害
		⑦水災(床上浸水もしくは地盤面から 45cmを超える浸水。借用施設または 借用施設が属する建物につき半損以 上の損害が生じた場合)	1事故につき 設備・什器保険金額の5%を限度	・保険の対象が借用施設外にある間に生じた事故による損害 ・電球、ブラウン管等の管球類、液晶ディスプレイ、有機ELディスプレイ等の画像表示
		⑧上記①~⑦以外の不測かつ突発的な事故による破損・汚損等(損害の額が1回の事故について3万円を超える場合に、その超える部分に対してお支払いします。)	実費 (1事故につき50万円限度免責 3万円)	装置のみに生じた損害 ・設備・什器の自然の消耗または性質による さび、かびまたはその変質、欠陥によって その部分に生じた破損・汚損等の損害
	修理費用 保険金	借用施設に上記①~⑦の設備・什器等 保険金が支払われる損害が発生し、被保 険者が賃貸借契約書等の契約に基づい てまたは緊急的に自費で修理した場合	実費 (1事故につき100万円限度)	・保険契約者、被保険者等が単独または第 三者と共謀して行った盗難、詐欺等による 損害 ・台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪 水、高潮、土砂崩れ等による損害
		借用施設専用水道管に生じた凍結に よる損害	実費 (1事故につき10万円限度)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	臨時費用 保険金	設備・什器等保険金が支払われる場合 で、それぞれの事故によって保険の対象 が損害を受けたため臨時に生ずる費用	実費 (1事故につき設備・什器等保険 金の10%限度)	不注意による廃棄によって生じた損害 ・コンピューターウイルスまたはこれに類似 の現象により生じた損害 ・被保険者が借用施設を貸主に明け渡す際
費用保険の	残存物 取片づけ費用 保険金	設備・什器等保険金の「保険金をお支払いする主な場合」①~⑦の事故により 損害保険金が支払われる場合、保険の対象の残存物の片付けに必要な費用	実費 (1事故につき設備・什器等保険金 の10%限度)	の原状回復に必要な修理費用 【借家人賠償責任保険金条項】 ・被保険者の心身喪失または指図による借
険金等	失火見舞費用 保険金	設備・什器等保険金の「保険金をお支払いする主な場合」①の事故により設備・ 什器等保険金借用施設から発生した火災、破裂・爆発によって、他人の所有物 に損害が生じた場合の見舞金等の費用	被災世帯数×20万円 (1事故につき、設備・什器等保険 金額の20%を限度)	用施設の損壊に起因する損害賠償責任 ・借用施設の改築、増築、取りこわし等の工事による借用施設の損害に起因する損害 賠償責任。ただし、被保険者が事故の労力をもって行った仕事による場合を除き
	損害防止費用	損害の発生および拡大の防止のために 必要または有益な費用のうち消火薬剤 等の再調達費用、消火活動に投入した 器材の費用等	実費 (必要または妥当な費用)	ます。 ・被保険者と借用施設の貸主との間の損害 賠償に関する特別の約定がある場合にお いて、その約定によって加重された損害賠 償責任
	権利保全行使費用	当社が保険金をお支払いするのと引換えに取得する損害賠償請求権その他の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手のために必要な費用	実費 (必要または妥当な費用)	・借用施設を貸主へ引き渡し後に発見された借用施設の損壊に起因する賠償責任 【施設賠償責任保険金、借家人賠償責任保 険金共通条項】
賠償	借家人賠償 責任保険金	火災、破裂または爆発、漏水、放水または溢水等により借用施設を損壊させ、 貸主に対して被保険者が法律上の損害 賠償責任を負担した場合の損害	実額 (法律上の賠償責任の額) 1,000万円限度 損害賠償金、訴訟費用、弁護士費	 保険契約者、被保険者等の故意による賠償責任 他人から借り受けた物に対する賠償責任 借用施設の改装、増築、取り壊し等の工事に起因する賠償責任。
順責任保険金	施設賠償責任保険金	日本国内で次の事故によって、他人の 身体の障害または他人の財物の損壊に ついて、法律上の損害賠償責任を負担 する場合の被保険者の損害 ①借用施設の使用または管理に起因 する事故 ②借用施設において行う被保険者の業 務の遂行に起因する事故	用等約款に定める額(1事故につき借家人賠償責任保険金と施設 賠償責任保険金を通算合計して 1,000万円を限度)	・被保険者と同居の親族に対する賠償責任 ・屋根、窓、通風塔等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する賠償責任 ・被保険者の使用人が被保険者の業務の従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任

❸契約者向け付帯サービス(24時間安心駆け付けサービス)

■ 当社では、賃貸住宅総合保険及びテナント総合保険の契約者・入居者が、水まわり、カギ及びガラスに発生した各種トラブルに見舞われた際、無料で応急対応を受けられるサービスを提供しております。24 時間 365 日、フリーダイヤルで最寄りの専門業者が駆けつけます。





1. リスク管理の態勢

❶リスク管理方針

当社は以下のとおり方針を定め、リスク管理を徹底しています。

■ リスク管理の徹底

当社は、企業価値の向上を図るため、リスク管理により、円滑な企業活動を阻害するリスクを 排除するとともに、収益獲得のための過度なリスクテイクの抑制等を行い、経営の安全性を確保 するとともにお客様に対する業務品質の向上及び収益性向上を図ります。

■ 経営幹部によるリスク管理態勢

取締役は、自らがリスク管理に積極的に関与することを通じて、リスク管理重視・コンプライアンス重視の企業風土の確立と当社の社内各層全役職員への定着に努めます。

■ リスク対策

当社は、経営戦略の構築およびこれに沿った重要な新規業務・新規施策の展開、新商品の開発 においては、その遂行を阻害するリスク・潜在するリスクの認識に努め、当該リスクへの対応策 を十分に検討したうえで決定・実行します。

リスクプロセスの検証

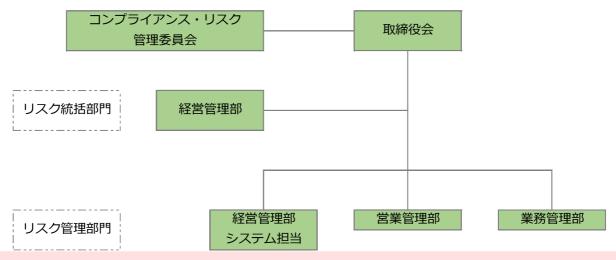
当社は、あらゆる業務活動に潜在するリスクを事前に認識し、リスク発現の未然防止を図るために、リスク発現につながる事象の察知及び業務プロセスの適切性の確認を行い、有効な対応策の実施に努めます。

■ 取締役会による検証

リスク及びリスク管理の状況を把握し、有効な改善を図るため、定期的にコンプライアンス・ リスク管理委員会及びリスク管理部門に対し報告を求め、リスク管理方針・リスク管理規程の遵 守状況及びリスク管理態勢の適切性・有効性について確認を行い、適切な改善指示を行います。

のリスク管理態勢

当社のリスク管理態勢は以下のとおりです。



【コンプライアンス・リスク管理委員会】

■ リスク管理上の重要課題や個別重要戦略への取組状況、リスク改善状況等について、必要な対策を審議し、改善指示を行い、取締役会に報告します。

【リスク統括部門】

■ リスク管理上の課題を明確にし、統合リスク管理の運営に努めます。

【リスク管理部門】

■ 所管するリスクの管理プロセスの開発・維持・改善を行うとともに、自らリスク管理を行います。

また、保険金支払い面におけるリスク管理として、2017年度より再保険契約を締結しております。 取締役会において出再先の属性、当社が抱え得るリスク等を総合的に勘案し、出再先としてあいおい ニッセイ同和損害保険株式会社を選択いたしました。

当該再保険により、大規模リスクが生じた場合においても、当社が引き受ける全てのリスクについて、 当社の約款に基づき保険金をお支払いすることが可能となっています。

2. 法令遵守の基本方針

●コンプライアンス基本理念(行動原則)

コンプライアンス遵守を全役職員の基本的な行動原則として以下のとおり定め、誠実かつ公正な業務の遂行に努めます。

1. 法令・社会規範・社内規定の遵守

- 健全な保険事業発展に寄与することを目的として法令や社会のルールを遵守し、社会的規範・ 社内規程に沿った行動を実践します。
- 代理店、募集人に対し法令遵守に重点を置き、指導を徹底し資質の向上に努めます。

2. お客様満足の追求

■ お客様一人ひとりの声を大切にし、公正・誠実に対応し品質の高いサービスを提供します。

3. 企業情報の開示

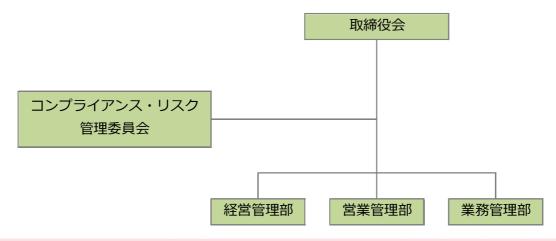
■ 透明性の高い企業活動を目指し、適切な企業情報の開示を行います。

4. 反社会的勢力との関係遮断

■ 社会の秩序と安全に脅威となる反社会的な勢力に対して毅然とした態度で臨みます。

②コンプライアンス管理態勢

当社のコンプライアンス管理態勢は以下のとおりです。



【コンプライアンス・リスク管理委員会】

- コンプライアンスプログラムを策定するとともに、推進状況のチェックを行います。
- コンプライアンス関係事件の検証及び再発防止策の審議を行います。

❸お客様本位の業務運営方針

当社は、2018年3月26日付けにて、以下のとおり「お客様本位の業務運営方針」を定めました。

お客様本位の業務運営方針について

この度、「お客様本位」の事業実施をより一層徹底するため、以下のとおり「お客様本位の業務運営 方針」を策定致しました。

1. お客様の声を活かした経営

お客様から当社や代理店へ寄せられたご意見、ご要望、ご不満等を真摯に受けとめ、迅速かつ的確に対応するとともに、社内で共有し業務運営に反映させてまいります。

<主な取り組み>

- ・代理店との連携を密にすることでより多くのお客様の声をお聞かせいただけるよう努めております。
- ・お客様から寄せられたご意見等は、担当部署のみならず全社員にて共有のうえ改善策を検討し、業務品質の向上に努めております。

2. お客様への最適な情報提供

当社商品のサービス内容等の周知不足により、お客様が不利益を被ることがないよう、お客様の立場に立ち、わかりやすい商品パンフレットや重要事項説明書を用いて情報提供を行ってまいります。

<主な取り組み>

- ・商品プラン選択にあたり、世帯構成別の家財再調達価額について情報提供を行い、保険料過払い の未然防止に努めております。
- ・情報提供の主体となる商品パンフレットや重要事項説明書等については、平易な文言を用いるほか、重要な事項については強調する等お客様の理解をより一層深めるよう努めております。

3. ご契約後のアフターフォロー

(1)契約更新のご案内

早期に更新のご案内を行うことで、更新手続き失念による無保険期間を生じさせることがないようお客様毎の契約管理を適切に行います。

<主な取り組み>

- ・更新手続きに際し、お客様に時間的余裕をお持ちいただくため、更新月の3ヶ月前にご案内を 送付しております。
- (2) 保険事故の受付及び保険金のお支払い

万が一事故が起きた際に、いつでもお客様が相談できる体制を構築しております。

<主な取り組み>

・24時間年中無休で受付を行える体制を構築し、迅速にお客様対応にあたることで早期に不安 を解消できるよう努めております。さらに、事故後の調査や保険金の算定については迅速かつ 適切に行い、明瞭な説明とともに保険金をお支払いするよう努めております。

4. 利益相反の適切な管理と保険募集管理態勢の構築

当社が行う取引によりお客様の利益が不当に害されることのないよう、取引を適切に管理し利益相反のおそれのある取引を適切に管理してまいります。

<主な取り組み>

・適切な契約管理により、利益相反となる契約の早期発見及び早期解決に努めております。

5. お客様本位の業務運営を定着させるための取組み

当社は、従業員及び代理店に対する教育及び研修を通じて本方針を浸透させ、定期的に取り組み状況について確認を行うほか、社会情勢や経営環境の変化等を踏まえ、よりよい業務運営を実現するため、この方針を定期的に見直してまいります。

<主な取り組み>

・定期的な社員及び代理店研修を実施するほか、時宜に適した本方針の見直しを行ってまいります。

以上

平成30年3月26日 全日ラビー少額短期保険株式会社

⁴お客様への販売・勧誘にあたって(勧誘方針)

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、当社の勧誘方針を次のとおり定め、保険商品の適正な販売活動に努めます。

※金融商品の販売等に関する法律」の概要については、金融庁のホームページをご覧ください。

- 金融商品の販売等に関する法律・消費者契約法・個人情報の保護に関する法律及びその他各種 法令等を遵守し、適正な保険販売に努めます。
- 当社代理店に勧誘方針の理解と徹底を図るための指導・教育に努めます。
- 保険商品の内容及びご契約に関する重要事項については、重要事項説明書による説明を行い、 お客様が十分理解されたうえでご契約いただくよう努めます。また、販売形態に応じて適切な 説明に努めます。
- 保険の販売・勧誘にあたっては、お客様にご迷惑をおかけする時間帯や場所での勧誘はいたしません。
- 保険事故が発生した場合は、迅速かつ適正な保険金の支払いに努めます。
- プライバシー保護の重要性を認識し、お客様の情報については、適正かつ厳正な管理に努めます。
- お客様からのお問い合わせには、迅速・適切・丁寧な対応に努めます。
- お客様のご意見等の収集に努め、今後の保険商品の改善や販売活動に反映いたします。
- コンプライアンス関係事件の検証及び再発防止策の審議を行います。

母苦情・ご相談について

当社はお客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯に対応いたします。 苦情等につきましては下記ご相談窓口にお問い合わせください。

全日ラビー少額短期保険株式会社 苦情・ご相談担当窓口

TEL: 03-3261-2201 FAX: 03-3261-2202

〒102-0093 東京都千代田区平河町一丁目8番13号 全日東京会館

受付時間:9:30 ~ 17:30

受付日:月曜日から金曜日(祝日および年末年始休業期間を除く)

URL: http://www.z-rabby.co.jp

なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する(指定紛争解決機関)「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。

少額短期ほけん相談室(指定紛争解決機関)

TEL: 0120-82-1144 FAX: 03-3297-0755 受付時間: 9:00 ~ 12:00、13:00 ~ 17:00

受付日:月曜日から金曜日(祝日および年末年始休業期間を除く)

⊙個人情報の取り扱いについて(プライバシー・ポリシー)

当社は事業活動を展開する中で、個人情報を大切に保護することが社会的使命と認識し、お客様の権利利益の保護を目的として、次に個人情報の取り扱いに関する方針を定めて公表し、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)その他の関連法令、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他のガイド

ラインを遵守して、個人情報保護規定を定め、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じ、従業員の教育・指導を徹底し、個人情報の取り扱いが適正に行われるように取り組んでまいります。個人情報保護方針(プライバシーポリシー)の詳細は当社ホームページ(http://z-rabby.co.jp)に掲載しております。

②反社会勢力に対する基本方針

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力を社会から排除していくことが社会的な課題であることを深く認識し、企業の社会的責任(CSR)・コンプライアンスの観点から、反社会的勢力を排除するための基本方針を以下のとおり定めます。

- 社会の秩序や安全に脅威を与える暴力団などの反社会的勢力とは、取引関係を含め一切の関係を遮断します。
- 社会的勢力による不当要求に備えて組織体制を整備するとともに、警察・弁護士等外部専門機 関と緊密な連携関係を構築します。
- 反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、役職員の安全を最優先に確保するとともに、組織として対応し、いかなる形態であっても反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行わず、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

③支払時情報交換制度について

当社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者及び特定の損害保険会社とともに保 険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的とし て、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、一般社団法 人日本少額短期保険協会ホームページ(http://www.shougakutanki.jp)をご参照ください。

②保険(代理店)募集制度について

当社の販売保険商品は、賃貸マンション、アパート、テナント施設等に入居しようとしている方や、既に入居中の方を販売対象にしており、これらの賃貸用不動産の管理・仲介業者を代理店とする販売を基本としています。当社では、これらの保険商品の販売に係る代理店による、法令などに基づいた適正な保険募集活動を確保するため、以下の体制を確立しております。

【代理店登録・届出】

保険募集をはじめるには、当社の代理店として業務委託契約を締結のうえ財務局に登録する必要があります。そのためには前もって内閣総理大臣へ募集を行うための資格試験(少額短期保険募集人試験)に合格した保険募集人として届出を行い、登録されていなければなりません。

【代理店の主な業務】

当社代理として行う保険契約の締結及びこれに付随する下記の業務です。

- 商品パンフレット等による適切な保険商品のお勧めと補償内容説明と意向確認
- 重要事項説明書に基づく「契約概要」、「注意喚起情報」の説明
- 保険料の領収、返還、保管ならびに精算
- 保険料領収証の発行・交付
- 保険契約の変更・解除等の申し出の受付(ただし、保険業法第309条に定める保険契約の

申し出の撤回または解除の申し出の受付を除く)

- 保険の目的(対象)の調査
- 保険契約の維持・管理に関連する事項
- 保険事故発生時の受付、被保険者への保険金請求手続きの援助等
- その他保険募集に必要な事項で当社が特に指示した業務

【代理店教育研修】

保険業務は公共性の高い金融商品を取り扱いますので、極めて慎重に行わなければならず、当社 の代理店については、法律や規則をしっかり守る高いモラル意識が求められます。

そのために当社では、代理店業務開始時に当社の商品を理解していただくこと、代理店事務システムの操作に習熟していただくこと、コンプライアンスを遵守していただくこと等について研修を行います。

また、代理店登録後も e-ラーニングを用いた代理店研修を定期的に実施し、代理店教育に努めています。

【代理店点検・監査】

代理店業務開始後も、法令に則った適切な業務を遂行できるよう、個別あるいは集合形式で業務 遂行に必要な知識やコンプライアンスについて研修、指導を行ってまいります。

また、代理店に対しては、代理店としての業務を適切に遂行しているかどうかについて監査を行い、法令等遵守状況や業務遂行状況の実態を把握し、業務適正化の指導を行います。

3. 保険金のお支払いについて

事故が発生しましたら、速やかに下記の当社事故受付センターまでご連絡ください。当社の専門担当者が 24 時間年中無休で受付のうえ迅速なご対応をさせていただきます。

当社では、迅速な事故処理対応と速やかな保険金のお支払いが保険商品の品質と常に心がけており、 事故に遭われたお客様にご安心いただけるよう万全のサポートをいたします。



担当者が事故の状況をお伺いして保険金請求手続きや 届出等の必要書類のご説明をいたします

補償の対象の事故になる場合担当者が保険金請求書類をご送付します

お客様から保険金請求書と必要書類をご返送いただきます *保険金請求権は事故発生を知った日から3年間有効です

審査が終了次第ご指定の口座に保険金をお振込みいたします *審査の結果、保険金がお支払できない場合になることもあります

1. 直近の事業年度(2019年度)における業務の概況

「令和」の新たな時代を迎え、日本の経済は堅調な景気回復の基調や地価動向の上昇局面が続くなど 不動産市場も拡大していたところでしたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、政治や経済にとど まらず、今までに例をみない様々な分野において深刻な影響を受けることとなり、予定していたオリン ピック・パラリンピック競技大会も史上初めて延期となるなど波乱含みの年度末となりました。

このような経済環境の中、当期は開業5年目において、出資母体である全日グループの一般社団法人全国不動産協会(略称:TRA)の全面的な支援を受けながら、会員を主な代理店とする販売網を活かした各種の営業施策を実施した結果、代理店を新規に486店獲得し、当期末で総計1,904店と大幅に増やし、業績を大幅に進展させることができました。

2019 年度は、契約保有件数で対前期比 140.7%/77,818 件、元受収入保険料は対前年比 127.4%/727,534 千円と増収を達成しました。ソルベンシー・マージン比率については、増収によりリスクは増加したものの、期中に行った 5,000 万円の増資により、1365.4%となり高水準を保持しております。

今期の決算については、113 条繰延資産 62,128 千円の一括償却を行ったため、経常利益▲56,853 千円、当期純利益▲46,973 千円となりましたが、次年度以降は同費用の支出計上はなされないため、 黒字決算が見込まれます。詳細については以下指標をご確認ください。

2. 直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標

	2017 年度	2018年度	2019 年度
元受収入保険料	366,393	570,955	727,534
経常収益	774,372	1,022,661	1,336,322
経常利益	9,677	10,476	▲ 56,853
当期純利益	8,189	5,657	▲ 46,973
資本金	150,000	150,000	200,000
発行済株式総数	1,500 株	1,500 株	2,000 株
純資産額	93,260	76,785	79,811
保険業法上の純資産額※	94,424	85,045	89,664
総資産額	180,978	193,585	240,654
責任準備金残高	23,188	44,175	47,970
有価証券残高	-	-	-
ソルベンシー・マージン比率	1702.5%	527.7%	1365.4%
配当性向	-	-	-
従業員数	5	11	15
正味収入保険料	△73,859	54,769	69,801

[※]保険業法上の純資産とは、保険業法施行規則 211 条の 8 第 1 項の規定に基づき、貸借対照表上の純資産の部の金額に異常危険準備金及び価格変動準備金の額を加えたものです。





3. 直近の2事業年度における主要な業務の状況を示す指標

●主要な業務の状況を示す指数

(単位:千円)

区分	種目	2018 年度	2019 年度
正味収入保険料 (元受正味保険料 – 支払再保険料)	火災保険	54,769	69,801
元受正味保険料 (元受保険料 – (元受解約返戻金+元受その他返戻金))	火災保険	547,694	698,015
支払再保険料 (再保険料 – (再保険返戻金+再保険その他返戻金))	火災保険	492,924	628,213
保険引受利益 (保険引受収益-保険引受費用)	火災保険	10,476	▲ 56,853
正味支払保険金 (元受正味保険金 – 出再正味保険金)	火災保険	6,222	10,943
元受正味保険金 (元受保険金 – 元受保険金戻入)	火災保険	62,216	109,432
回収再保険金	火災保険	55,955	98,489

❷保険契約に関する指標

(単位:千円)

区 分	種目	2018 年度	2019 年度
契約者配当金の額	火災保険	該当あり	Oません
正味損害率※① ((正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料)	火災保険	11.4%	15.7%
正味事業費率(正味事業費÷正味収入保険料)	火災保険	36.7%	155.6%
コンバインド・レシオ(合算率) (正味損害率+正味事業費率)	火災保険	48.1%	171.3%
損害率 (出再控除前)	火災保険	11.4%	15.7%
事業費率(出再控除前)	火災保険	72.1%	84.9%
合算率(出再控除前)	火災保険	83.5%	100.6%
出再を行った再保険会社の数※②	火災保険	1 社	1 社
出再保険料の上位 5 社の割合※③	火災保険	100%	100%
出再保険料の格付ごとの割合	火災保険	A+ 100%	A+ 100%
未収再保険金の額	火災保険	-	-

※①出再先: あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(保険財務力格付区分 S&P A+)

※②再保険の種類:比例再保険(保険金額の90%)

段経理に関する指標等

【支払備金の額及び責任準備金の額等】

(単位:千円)

区 分	種 目	2018 年度	2019 年度
支払備金の額※①	火災保険	4,366	7,712
責任準備金の額※②	火災保険	44,175	47,970
貸倒引当金/期末残高/期中の増減額/貸付金償却の額		-	-
利益準備金及び任意積立金		-	-
事業費(損害調査費含む)		414,184	530,174

[※]①支払備金は、元受契約における普通支払備金及び既発生未報告損害からそれに係る再保険契約に 基づく出再分を控除したものです。

【損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の額の変動】

(単位:千円)

損害率上昇のシナリオ	発生損害率が1%上昇したと仮定。		
計算方法	発生損害	雲額の増加額=既経過保	段料×1%
《召员工》 不足 小克		2018 年度	2019 年度
経常利益の減少額		4,088	6,760

→資産運用に関する指標

【資産運用の概況】

(単位:千円)

区分	2018 年度		2019 年度	
	金額	構成比	金額	構成比
現預金	64,877	33.5%	142,706	59.3%
金銭信託	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-
運用資産計	64,877	33.5%	142,706	59.3%
総資産	193,585	100%	240,655	100%

(海外投資、有価証券投資、貸付金に関する指標は該当有りません。)

[※]②責任準備金は、元受契約における普通責任準備金及び異常危険準備金からそれに係る再保険契約 に基づく出再分を控除したものです。

【利息配当収入の額及び運用利回り】

(単位:千円)

区分	2018 年度	2019 年度
資産運用の概況	現預金のみ	現預金のみ
利息配当収入の額	1	1
利息配当の運用利回り	0.0004%	0.0004%
有形固定資産及び有形固定資産合計の残高	2,062	1,579

(海外投資、有価証券投資、貸付金に関する指標は該当有りません。)

母特別勘定に関する指標

該当ありません。

6責任準備金の残高

区分	普通責任準備金	異常危険準備金	契約者配当準備金等	合 計
火災保険	38,116	9,853	-	47,970
その他の保険	0	0	-	0
合 計	38,116	9,853	-	47,970

4. 直近の2事業年度における財産の状況を示す指標

●計算書類 【貸借対照表】

科目	2018 年度	2019 年度	科目	2018 年度	2019 年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	64,877	142,706	保険契約準備金	48,541	55,682
現金	54	141	支払備金	4,366	7,712
預貯金	64,823	142,565	責任準備金	44,175	47,970
有形固定資産	2,062	1,579	代理店借	9,198	15,938
器具備品	2,062	1,579	再保険借	21,331	27,240
リース資産	0	0	その他負債	37,730	61,984
無形固定資産	350	63	未払法人税等	342	1,451
商標権	75	0	預り金	7,753	23,501
ソフトウェア	275	63	リース債務	1,198	856
代理店貸	14,040	32,663	未払金	28,438	36,176
その他資産	63,103	921	負債の部合計 116,8		160,844
立替金	0	0	(新	屯資産の部)	
未収入金	363	399	資本金	150,000	200,000
前払費用	325	414	利益剰余金	△73,215	△120,189
貯蔵品	288	108	その他利益剰余金	△73,215	△120,189
113条繰延資産	62,128	0			
繰延税金資産	28,152	41,722			
供託金	21,000	21,000	純資産の部合計	76,785	79,811
資産の部合計	193,585	240,655	負債・純資産の部合計	193,585	240,655

【損益計算書】

(保険料等収入) 1,022,507 1,33 保険料 570,955 72	36,323 36,316 27,535 08,781 -
(保険料等収入) 1,022,507 1,33 保険料 570,955 72	36,316 27,535
保険料 570,955 72	27,535
,	-
(支払備金戻入益) -	-
(責任準備金戻入益)	
(資産運用収益) 1	1
受取利息 1	1
(その他経常収益) 154	6
経 常 費 用 1,012,185 1,39	93,176
(保険金等支払金) 599,337 79	93,733
保険金 62,216 10	09,432
解約返戻金 23,261 2	29,520
再保険料 513,859 65	54,781
(責任準備金等繰入額) 18,273	7,141
支払備金繰入額 3,132	3,346
責任準備金繰入額 15,141	3,795
(事業費) 414,184 53	30,174
販売費及び一般管理費 409,046 52	24,285
税金 4,480	5,119
減価償却費 657	770
保険業法第 113 条繰延資産償却費 104,646	52,128
保険業法第 113 条繰延額 (△) 124,255	0
経 常 利 益 10,476 △5	56,853
(特別損失) 231	0
税引前当期純利益 10,245 △5	56,853
法人税等 487	3,690
法人税等調整額 4,101 △1	13,570
当 期 純 利 益 5,657 △	16,974

【株主資本等変動計算書】

■ 前年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

		株主資本			
	資本金	利益剰余金		9 ★次立入=1	
		その他利益剰余金	株主資本合計	純資産合計	
		繰越利益剰余金			
当期首残高	150,000	△56,740	93,260	93,260	
誤謬の訂正による 累積的影響額		△22,132	△22,132	△22,132	
遡及処理後 当期首残高	150,000	△78,872	71,128	71,128	
当期純利益	-	5,657	5,657	5,657	
当期変動額合計	-	5,657	5,657	5,657	
当期末残高	150,000	△73,215	76,785	76,785	

■ 当年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

		株主資本			
		利益剰余金		純資産合計	
	資本金	その他利益剰余金	株主資本合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	150,000	△73,215	76,785	76,785	
新株の発行	50,000	-	50,000	50,000	
当期純利益	-	△46,974	△46,974	△46,974	
当期変動額合計	50,000	△46,974	3,026	3,026	
当期末残高	200,000	△120,189	79,811	79,811	

【キャッシュ・フロー計算書】

科目	2018 年度	(単位:十円) 2019 年度
営業活動によるキャッシュ・フロ-	2010 千皮	2013 千皮
名素/1動によるキャッシュ・フロー 税引前当期純利益	10 245	^ FC 0F2
	10,245	△56,853
減価償却費	657	770
保険業法第 113 条繰延資産償却費	104,646	62,128
支払備金の増加額(△は減少)	3,132	3,346
責任準備金の増加額(△は減少)	15,141	3,795
契約者配当準備金繰入額	-	-
退職給付引当金の増加額(△は減少)	-	-
役員退職慰労引当金の増加額(△は減少)	-	-
価格変動準備金の増加額(△は減少)	-	-
利息及び配当金等収入	△1	△1
有価証券関係損益(△は益)	-	-
支払利息	-	-
為替差損益(△は益)	-	-
有形固定資産関係損益 (△は益)	231	-
代理店貸の増加額(△は増加)	△774	△18,623
再保険貸の増加額(△は増加)	-	-
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額	△310	△308
(△は増加)		
代理店借の増加額(△は減少)	△11,267	6,740
再保険借の増加額(△は減少)	△3,256	5,908
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額	△140	23,486
(△は減少) その他		
	△468	△321
小	117,837	30,068
利息及び配当金等の受取額	1	1
利息の支払額	-	-
契約者配当金の支払額	-	-
その他	-	-
法人税等の支払額	508	△2,240
営業活動によるキャッシュ・フロ-	118,346	27,829
投資活動によるキャッシュ・フロ-		
預貯金の純増減額(△は増加)	-	-
有価証券の取得による支出	-	-
有価証券の売却・償還による収入	-	-
保険業法第 113 条繰延資産の取得による支出	△124,255	-
その他	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロ-	△124,255	-
財務活動によるキャッシュ・フロ-		
借入れによる収入	-	-
借入金の返済による支出	-	-
社債の発行による収入	-	-
社債の償還による支出	-	-
株式の発行による収入	_	50,000
自己株式の取得による支出	_	-
配当金の支払額	_	_
その他	△342	
財務活動によるキャッシュ・フロ-	△342	50,000
現金及び現金同等物に係る換算差額	△342	30,000
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	^ 6 2E2	77 020
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	△6,252	77,829
現金及び現金同等物期首残高	71,129	64,877
現金及び現金同等物期末残高	64,877	142,706

【個別注記表】(自 2019年4月1日 ~ 至 2020年3月31日)

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

該当なし。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 法人税法の規定による定額法、ただし、工具器具備品は定率法 無形固定資産 法人税法の規定による定額法

リース資産(所有権移転外) リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

該当なし。

賞与引当金

該当なし。

退職給付引当金

該当なし。

- (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項
 - ① リース取引の処理方法

リース取引に関する会計基準を適用し通常の売買取引に係る会計処理によっています。

② 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 貸借対照表に関する注記

(2) 無	形固定資産の減価償却累計額 ・・・・・・・ 形固定資産の減価償却累計額 ・・・・・・・ 係会社に対する金銭債権及び金銭債務	・・ 1,286 千円 ・・ 1,555 千円
` ,	未払金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・ 36,054 千円
(4) 支	払備金の内訳	
	支払備金(出再支払備金控除前)	70,274 千円
	同上にかかる出再支払備金	63,246 千円
-		7,027 千円
	IBNR 支払備金(出再 IBNR 支払備金控除前)	6,846 千円
	同上にかかる出再支払備金	6,161 千円
-	差引	684 千円
/E\ =	計	7,712 千円
(5) 頁	任準備金の内訳	201 166 75
	普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	381,166 千円
-	同上にかかる出再責任準備金	343,050 千円
	差引	38,116 千円
	異常危険準備金	9,853 千円
-	<u>i</u> t	47.970 千円

(6) 保険業法第 113 条繰延資産

保険業法第272条の18において準用する同法第113条繰延資産償却額の計算は定款の規定に

基づいて行っております。

3. 損益計算書に関する注記

	限一川 弁首に因する 江山		
(1)	関係会社との取引高		
	営業取引による取引高・・・・・・・・・・・	36,054	千円
(2)) 正味収入保険料・・・・・・・・・・・・・・	69,801	千円
(3)	正味支払保険金・・・・・・・・・・・・・・	10,943	
` '	· 支払備金繰入額	_0,5 .0	
(',	支払備金繰入額(出再支払備金控除前)	26,612	工 田
	•	-	
	同上にかかる出再支払備金繰入額 	23,951	
	差引	2,661	千円
	IBNR 支払備金繰入額(出再 IBNR 支払備金控除前)	6,846	千円
	同上にかかる出再支払備金繰入額	6,161	
	差引	684	千円
	計	3,345	千円
(5)	責任準備金繰入額		
	普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	22,012	千円
	同上にかかる出再責任準備金繰入額	19,811	千円
	差引	2,201	千円
	異常危険準備金繰入額	1,593	千円
		3,795	—— 千円
(6`	利息及び配当金収入の資産源泉別内訳	,	
(-)	預貯金利息・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	千円
4.	税効果会計に関する注記		
	未払事業税	41	千円
	繰越欠損金 4	44,439	千円
	小計 ²	44,481 ⁻	— 千円
		2,759 ⁻	
	关市心大学 佣 並 体 八 起 起	14,135	
	小計	2,759 -	千円
	繰延税金資産合計 4	41,722	— 千円

5. 金融商品の時価等に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預貯金に限定しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおり。

貸借対照表計上額時価差額① 現金及び預金142,706 千円142,706 千円-② 代理店貸32,663 千円32,663 千円-

(注)金融商品の時価の算定方法に関する事項短期的に決済されるため、時価は帳簿価格にほぼ等しいことから当該帳簿価格による。

6. 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1 株当たり純資産額・・・・・・・・ 39,905 円 61 銭
- (2) 1 株当たり純利益・・・・・・・・ △23,486 円 84 銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当なし。

②保険金等の支払い能力の充実の状況(ソルベンシー・マージン比率)

項目	2018 年度	2019 年度
(1) ソルベンシー・マージン総額	22,917	89,664
① 純資産の部の合計額 (繰延資産等控除後の額)	14,657	79,811
② 価格変動準備金	0	0
③ 異常危険準備金	8,260	9,853
④ 一般貸倒引当金	0	0
⑤ その他有価証券評価差額(税効果控除前) (99%又は 100%)	0	0
⑥ 土地の含み損益 (85%又は 100%)	0	0
⑦ 契約者配当準備金の一部 (除、翌期配当所要額)	0	0
⑧ 将来利益	0	0
⑨ 税効果相当額	0	0
⑩ 負債性資本調達手段等	0	0
告示(第14号)第2条第3項第5号イに 掲げるもの(⑩(a))	0	0
告示(第14号)第2条第3項第5号口に 掲げるもの(⑩(b))	0	0
(2) リスクの合計額√[R ₁ ² +R ₂ ²]+R3+R4	8,685	13,133
保険リスク相当額	5,301	9,762
R1 一般保険リスク相当額	4,136	8,112
R4 巨大災害リスク相当額	1,165	1,650
R2 資産運用リスク相当額	5,875	7,383
価格変動等リスク相当額	0	0
信用リスク相当額	648	1,426
子会社等リスク相当額	0	0
再保険リスク相当額	5,227	5,958
再保険回収リスク相当額	0	0
R3 経営管理リスク相当額	335	514
(3) ソルベンシー・マージン比率 (1)/{(1/2)×(2)}	527.7%	1365.4%

全日ラビー少額短期保険株式会社の現状

業務及び財産の状況に関する説明書

(2019 年度決算)

2020年7月発行

全日ラビー少額短期保険株式会社

〒102-0093 東京都千代田区平河町一丁目8番13号 全日会館

TEL.03-3261-2201 / FAX.03-3261-2022

URL: http://z-rabby.co.jp